

○北広島市控除対象特定非営利活動法人等を定める条例

平成29年12月20日

条例第29号

改正 令和2年10月1日条例第28号

令和4年9月30日条例第20号

北広島市税条例(昭和25年広島村条例第14号)第27条の7の3第1項第11号の規定に基づき、地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7第1項の規定による個人の市民税の寄附金税額控除に係る同項第4号に掲げる寄附金を受け入れる控除対象特定非営利活動法人(同条第12項に規定する控除対象特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)及び当該控除対象特定非営利活動法人に係る同条例第27条の7の3第1項第11号の期間は、次の表に定めるところによる。

控除対象特定非営利活動法人		北広島市税条例第27条の7の3第1項第11号の期間
名称	主たる事務所の所在地	
特定非営利活動法人 わたげ	北広島市高台町3丁目2番地1	令和5年1月1日から令和9年12月31日まで
特定非営利活動法人 クラーク博士別れの 地・久蔵の里普及促進 会	北広島市大曲光4丁目1番地8	令和2年1月1日から令和7年10月31日まで

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年条例第20号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の北広島市控除対象特定非営利活動法人等を定める条例本則の表の特定非営利活動法人わたげの項に規定する控除対象特定非営利活動法人に対して支出された寄附金については、同項の規定は、なおその効力を有する。